

資料2 ボランタリー団体等との協働を推進するための県の制度・施策

神奈川県ではボランタリー活動が果たす役割は極めて重要であると認識し、各部局において様々な施策を実施していますが、ここでは県とボランタリー団体との協働を推進する上で基本となっている3つの制度・施策を紹介いたします。

1 かながわボランタリー活動推進指針

21世紀を迎えて、県民ニーズが拡大、多様化する中で、ボランタリー活動が果たす役割は極めて重要であるとの認識に立ち、活力があり、心豊かに安心してくらせる地域社会を築いていくため、ボランタリー活動を促進するための支援を行うとともに、ボランタリー団体等と協働して事業を行うこととする。

○施策の目的

ボランタリー活動の持つ自主性、主体性などの特性を尊重し、場所、資金、情報、人材などが不足している状況を踏まえ、多様な活動を促進するための支援を行うとともに、ボランタリー団体等と協働して事業を行い、多様な県民ニーズに的確かつ柔軟に対応していくことを目的とする。

○施策の方向

(1) 活動環境の整備・充実

県民活動サポートセンターなどの機能の整備・充実を進め、活動のための場や情報の提供及び人材育成等の支援を行う。また、このような支援を充実させるため、市町村、企業及びボランタリー活動を支援する団体等との連携を強化する。

(2) 公益的活動への助成

ボランタリー団体等が、公益を目的とする活動を円滑に推進できるよう、必要な助成を行う。

(3) ボランタリー団体等との協働

多様化する県民ニーズに的確かつ柔軟に対応していくため、ボランタリー団体等と協働して事業を行う。

○ボランタリー活動推進のための措置

ボランタリー団体等が行う公益的活動への助成や、ボランタリー団体等と協働して行う事業を継続的、安定的に進めていくため、必要な財政的措置等を講ずる。

○公平性・透明性の確保

ボランタリー団体等に対する助成や、ボランタリー団体等と協働して事業を行うにあたり、適正に事業を推進するための審査等を行う機関を設置すること、県及びボランタリー団体等の双方において情報を公開すること、とする。

○その他

ボランタリー活動を促進するため、その他の必要な措置を講ずる。

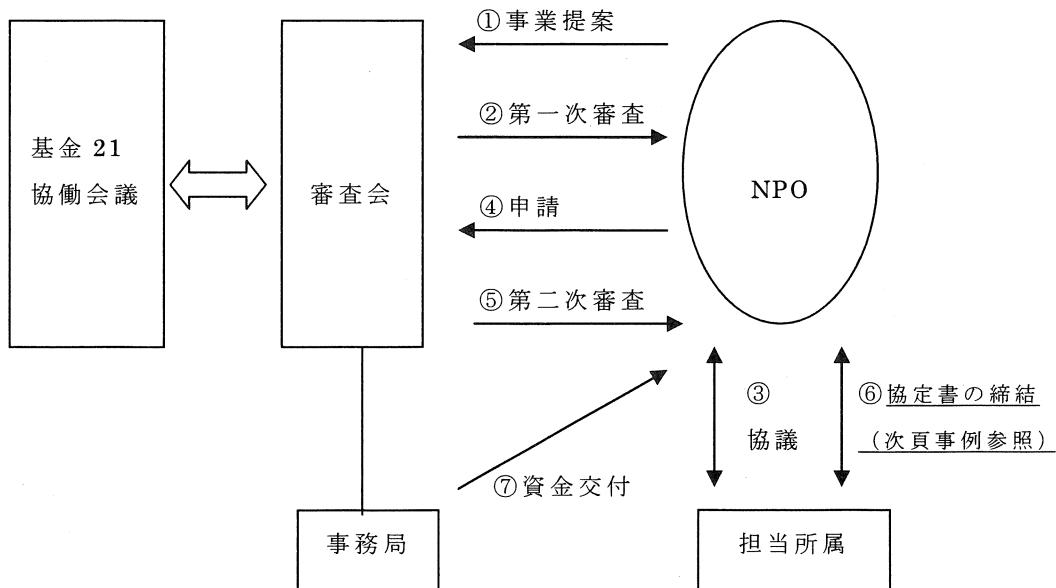
* 神奈川県のNPO関連HPより抜粋

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kenminsomu/npo.htm>

2 かながわボランタリー活動推進基金 21

- 神奈川県では、ボランタリー活動が果たす役割は極めて重要であるとの認識に立ち、公益を目的とする事業に自主的に取組むボランタリー団体等（以下、NPO という。）の活動を支援するため、県が持つ債権（約 105 億円）を活用して、平成 13 年度に「かながわボランタリー活動推進基金 21」を設置した。この基金の事務局は、かながわ県民活動サポートセンターである。
- この基金は、協働事業負担金、ボランタリー活動補助金、ボランタリー活動奨励賞の 3 つの事業で構成されている。
 - ・ 協働事業負担金は、①地域社会にとって必要な公益的な事業で、NPO と県が対等な立場でパートナーシップを組んで行えば相乗効果が期待できると考えられる事業の推進を目的としている。②NPO と県が、事業実施にあたっての基本的なスタンス、役割分担を明確にした協定書を締結したうえで、協働して行う、公益を目的とする事業に対して、基金からその事業に要する経費を負担するものであり、負担金の上限は 1,000 万円、継続して交付することが可能な期間は最長で 5 年間である。
- 基金運営の公平性、透明性を担保するために第三者機関としての審査会を設置している。
- 募集にあたっては、予め明確な選考基準を示すとともに、選考結果についても申請書等の関係書類を公開しており、納税者である県民がいつでも基金事業をチェックできるようにしている。

＜神奈川県／協働事業負担金の流れ＞



- 平成 14 年度に選考され事業は、「引きこもり青少年支援の協働ネットワーク事業」、「市民による里山の保全と活用のシステムづくり」、「小網代の森保全推進事業」、「女性のための緊急一時保護施設（シェルター）と外国人に対する相談事業」、「犯罪や災害の被害者等に対する支援事業」の 5 事業である。

協働事業負担金協定書

特定非営利活動法人 よこはま里山研究所 理事長 吉武美保子（以下「ボランタリー団体」という。）と、神奈川県環境農政部緑政課長 水田秀子（以下「県」という。）とは、平成14年度協働事業負担金の事業実施にあたって、次のとおり協定を締結します。

1 課題認識の共有

ボランタリー団体と県は、地権者だけでは管理が行き届かない山林緑地が県内に増え、管理の担い手として地権者とともに県民、市民が重要であり、市民が山林の手入れに参加できる仕組みが必要である、という課題を共有します。

2 目的の共有

ボランタリー団体と県は、前項の課題解決のために協働で事業を実施するにあたり、管理が行き届かない山林緑地を市民が管理・活用し、市民の手により「里山」「里地」として循環型保全を行う仕組みづくりを行う、という事業の目的を共有します。

3 事業の概要

ボランタリー団体と県は、平成14年度協働事業負担金に申請した事業計画に従って、次の事業を実施します。

（1）事業名 市民による里山の保全と活用のシステムづくり

（2）事業内容 13年度に引き続きパイロット事業を実施する。15年度以降の適地フィールド選定のための調査を行う。

（3）事業期間 着手 平成14年4月 1日

完了 平成15年3月31日

4 役割分担と責任分担

ボランタリー団体と県は、それぞれに次に掲げる役割を分担し、分担する役割について、それぞれの責任で行います。なお、事業の成果は役割に応じ、双方に帰属するものとします。

（1）本年度事業－実行委員会の運営、地域実行委員会の設置、事業フィールド調査、パイロット事業実施、適地フィールド調査、調査報告書の発行、調査報告会の開催

①ボランタリー団体の役割及び担当者

役割 実行委員会事務局の運営、地域実行委員会の設置、事業フィールド調査、パイロット事業実施（企画・実施）、適地フィールド調査（実施）、調査報告書の発行、調査報告会の開催（企画）

担当者 ○○○

②県の役割及び担当者の所属等及び氏名

役 割 実行委員会事務局の運営、地域実行委員会の設置、事業フィールド調査、ハイロット事業実施（支援・地元調整）、適地フィールド調査（地元調整）、調査報告書の発行、調査報告会の開催（運営）
担当者 緑政課緑政推進班 ○○○

5 費用の分担

協働事業に関する経費は、平成14年度協働事業負担金に申請した収支予算書に従い、ボランタリー団体は自己資金を、神奈川県は協働事業負担金を負担します。

6 協定の有効期限

この協定の有効期間は、協定書の締結の日から平成15年3月31日までとします。

7 紛争の処理等

この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、ボランタリー団体と県とは速やかに協議を行い、情報の共有化、課題の共有化及び目的の共有化を図りながら、円滑かつ効果的に解決するよう努めます。ただし、両者の協議によって解決できない場合は、神奈川ボランタリー活動推進基金審査会の意見を聞き、両者はその意見を尊重して解決に努力します。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有します。

平成14年4月1日

特定非営利活動法人 よこはま里山研究所

理事長 吉武美保子

神奈川県環境農政部緑政課

課長 水田秀子

3 県民活動サポートセンター・パートナーシップルーム

○目的

ボランタリー団体等と県の関係機関が協議及び共同作業を行うための施設として、県民活動サポートセンター・パートナーシップルームをかながわ県民活動サポートセンターに設置する。

○協議及び共同作業の範囲

協議の範囲は県に関する事業等について意見交換及び県に対する政策提言等とし、共同作業の範囲は協議を行った結果として取り組まれる事業等についての準備、運営等及びサポートセンターを会場とする事業等についての準備、運営等とする。

○パートナーシップルームでの協議等の事務の流れ

(1)協議等の申し出

ボランタリー団体等から、サポートセンターに協議事項等申出書を提出

(2)府内協議－1（協議）

サポートセンターから、県の関係部局へ協議

(3)府内協議－2（回答）

関係部局から、サポートセンターへ回答

(4)協議等の認定／非認定

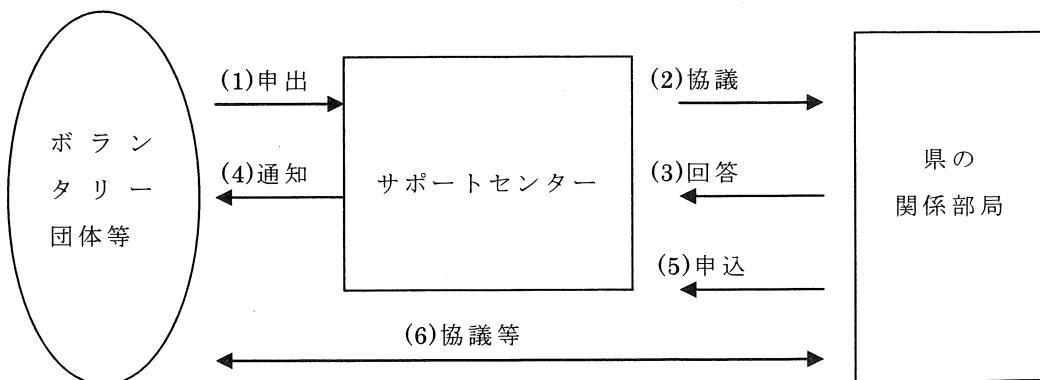
サポートセンターから、ボランタリー団体等へ通知

(5)利用申込み

パートナーシップルームの利用について、県の関係部局（担当室課）からサポートセンターへ利用申込み

(6)協議等

両者の協議や共同作業が行われる。



○利用実績

年 度	案件の発生件数	延べ利用回数	延べ人数
平成 12 年度	7 件	4 3 回	5 1 0 人
平成 13 年度	7 件	6 7 回	7 4 4 人
平成 14 年度	1 3 件	1 3 3 回	1 5 2 4 人